

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術の実施件数

期間：2024年1月1日～2024年12月31日

区分1に分類される手術		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋術	0

区分2に分類される手術		件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術		件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同腫死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術		件数
		0

その他の区分に分類される手術		件数
ア	人工関節置換術	0
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	心動脈大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環	0
オ	経皮的冠動脈形成術	0
	急性心筋梗塞に対するもの（再掲）	0
	不安定狭心症に対するもの（再掲）	0
	その他のもの（再掲）	0
カ	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
キ	経皮的冠動脈ステント留置術	0
	急性心筋梗塞に対するもの（再掲）	0
	不安定狭心症に対するもの（再掲）	0
	その他のもの（再掲）	0